

令和8年3月新規高等学校卒業予定者の応募前職場見学実施要領

佐賀県高等学校就職問題検討会議

1 職場見学の目的

就職希望の生徒が事前に職業や職場への理解を深め、適切な職業選択や事前の理解不足による就職後の早期離職の防止に資することを目的とする。

2 実施の働きかけ

安定所及び学校は、求人説明会や求人受付時等に、求人者に対して、生徒が応募・学校が推薦する前の職場見学受入れの実施を働きかけるものとする。

3 実施時期

原則として、夏季休業中とする。

ただし、求人受理後であり学事等に支障がなく、希望する生徒について必要であると学校長が認める場合は、夏季休業前や9月以降についても実施することができるものとする。(応募書類提出前に限る。)

4 実施日時等の連絡・周知

安定所は、学校・生徒への周知のため、求人者に対し「応募前職場見学実施予定表」(様式16)の提出を依頼するとともに学校への求人申込に当たっても当該書類を求人票に添付するよう依頼する。

また、安定所は、「高卒求人情報WEBサービス」を活用する等により、学校に対して日程等の周知を行う。

5 参加の申し込み等

学校は、生徒に対して参加希望を確認する。

学校は、生徒の参加希望に基づき、企業に対して職場見学の依頼を行う。

学校は、生徒に対し、「職場見学のお願い」(様式17)を企業に持参するよう指導する。

学校は、企業に対し、「職場見学確認書」(様式18)にて学校に報告するよう依頼する。

6 実施に当たっての留意点

求人者及び学校は、職場見学の実施に当たって、職場見学が早期採用選考の場とならないよう、次の事項を遵守するものとする。

なお、職場見学の場において早期採用選考を行った求人者に対しては、事案判明以後、職場見学を行わせない等厳正な対処を行うこととする。

(1) 関係書類について

求人者は、学校、生徒に対して「職場見学のお願い」(様式17)及び「職場見学確認書」(様式18)以外の書類の提出を求めないこととする。

学校は、生徒に対し、「職場見学のお願い」(様式17)及び「職場見学確認書」(様式18)以外の書類は持参しないよう指導し、また、持参させないこととする。

(2) 生徒との面談に当たっての留意点

求人者と生徒の面談機会において、生徒本人の状況等を聴取する等、採用選考類似の行為とならないよう十分留意すること。

また、学校は、生徒に対して面談時における留意点について事前に指導する。